

宝塚市告示第178号

市道路線の認定変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定変更する。

その関係図面は、宝塚市都市安全部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年） 10月20日

宝塚市長 森 臨 太 郎

縦覧期間

令和8年（2026年）10月20日～令和8年（2026年）11月4日

告示文書に係る図面については、市役所休業日を除く、平日の午前9時から午後5時00分まで、道路管理課（市役所3階）で縦覧します。

市道路線の認定変更

整理 番号	路線名	認 定 区 間			重要な 経過地	備考	
						路 線 延 長	路 線 幅 員
1202	1202号線	変更前	起点	山本字口ノ南10-2		m 81.00	m 最大 0.90 最小 0.90
			終点	山本字口ノ南27			
		変更後	起点	口谷西3丁目19-10		m 44.75	m 最大 0.90 最小 0.90
			終点	口谷西3丁目24			
5027	競馬場高丸線	変更前	起点	鹿塩2丁目185-6地先水路		m 458.00	m 最大 17.00 最小 14.00
			終点	仁川宮西町43-2			
		変更後	起点	鹿塩2丁目185-6地先水路		m 903.00	m 最大 36.20 最小 14.00
			終点	仁川清風台41-2			